

第 34 回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年4月28日(火) 午前9時～午前10時39分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 14名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理 1番 梶 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

4番 園山 秀国 10番 中尾 隆

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男 12番 興邊 雄次

7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子 14番 山口 華

4. 欠席委員

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約申出書 (8 件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (7 件)

③ 農地法第5条許可指令書の取り消し願について (1 件)

④ 農地の嵩上げ届出書 (2 件)

⑤ 許可不要転用届 (1 件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1 件)

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 11 件)

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 2 件)

日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 1 件)

日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 1 件)

日程第6 地域計画の変更に対する意見決定について (議案 1 件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

主 査

農地係長兼管理調整係長

事 務 補 助 員

議 長 それではただ今から、第 34 回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第 23 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員は、7 番清水委員と 8 番萩原委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日 1 日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が 8 件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1 ページになります。①合意解約申出書 8 件です。番号 1。貸人、愛知県愛知郡 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 米永字島廻○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 5 年 5 月 26 日から令和 16 年 3 月 31 日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 3 月 18 日。番号 2。貸人、湧水町米永 ○○○○。借人、霧島市国分 ○○○○。土地の所在 米永字丸山○○ 地目は畑 面積は○○㎡外 1 筆 計 2 筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成 23 年 6 月 27 日から令和 13 年 12 月 31 日。解約の理由、山林へ転用するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 3 月 27 日。番号 3。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字上佐牟田○○ 地目は田 面積は○○㎡外 1 筆 計 2 筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成 31 年 2 月 26 日から令和 11 年 3 月 31 日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 3 月 30 日。番号 4。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在 北方字池川○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日。解約の理由、兄に贈与するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和 8 年 4 月 1 日。番号 5。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 北方字麦生田○○ 地目は田 面積は○○㎡外 1 筆 計 2 筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和 7 年 2 月 25 日から令和

17年4月30日。解約の理由、兄に贈与するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年4月6日。番号6。貸人、大阪府高槻市 ○○○○。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 中津川字坂口○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日。解約の理由、耕作者の体調不良による規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年4月30日。番号7。貸人、千葉県大網白里市 ○○○○。借人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在 北方字麦生田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和4年4月25日から令和9年4月30日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年3月25日。番号8。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字湯谷川○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和7年2月25日から令和17年1月31日。解約の理由、作付けの条件が悪かったため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年4月10日。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件です。番号1。権利取得者、阿久根市脇本 ○○○○。権利取得日、令和8年1月27日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字中迫○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外4筆 計5筆 合計面積4,683㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、湧水町幸田 ○○○○。権利取得日、令和7年5月19日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字杵谷○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外17筆 計18筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。このうち、杵谷○○、杵谷○○、坂口○○、木ノ下○○の上からの4筆は、先月の定例総会で非農地決定が出ておりますので、農家台帳から削除済みです。次に番号3。権利取得者、霧島市溝辺町 ○○○○。権利取得日、令和8年2月10日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字鍋田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外3筆 計4筆 合計面積○○

m²です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者、湧水町木場 ○○○○。権利取得日、令和8年2月20日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字楠原○○ 地目は畑 面積は○○m² 外12筆 計13筆 合計面積は○○m²です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者、大阪府堺市 ○○○○。権利取得日、令和3年1月22日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字前畑○○ 地目は畑 面積は○○m² 外2筆 計3筆 合計面積○○m²です。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者、湧水町幸田 ○○○○。権利取得日、令和8年3月19日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字スダレ山○○ 地目は畑 面積は○○m²です。あっせん等の希望は無です。次に番号7。権利取得者、霧島市国分 ○○○○。権利取得日、令和8年2月19日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、川西字諏訪原○○ 地目は田 面積は○○m²です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 次に、農地法第5条許可指令書の取り消し願いが1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページです。農地法第5条許可指令書の取り下げ願いについて。9月の第27回定例総会で第5条の許可申請がありました議案第327号につきまして、申請者である湧水町鶴丸の○○○○氏、及び熊本県熊本市の株式会社○○ 代表取締役 ○○○○氏より、令和8年3月6日付けで、○○株式会社との賃借を希望されており、改めて事業者を株式会社○○から○○株式会社に変更して再度申請を行いたいとの理由により、第5条許可指令書の取り消し願いが提出されました。土地につきましては、鶴丸字頭無し○○ 地目は畑 面積は○○m²です。よって、議案第327号の取り消しをお願いします。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第327号の取り下げについて、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第327号の取り下げについては、承認すること

に決定しました。

議 長 以上で農地法第5条許可指令書の取り下げ願いについてを終わります。

議 長 次に、農地の嵩上げ届出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページです。農地の嵩上げによる届出書が2件です。番号1。通知人 湧水町幸田 ○○○○。土地の所在、幸田字葉山本○○ 地目は田 面積は○○㎡ 所有者及び耕作者は本人です。嵩上げの内容は、○○～○○cmの盛り土を行う計画です。嵩上げの理由は、田を作るための水が、末端のため水管理が難しいので、埋め立てをして○○のための○○を作るため、嵩上げを行うものです。現地確認については、令和8年4月20日に、○○委員、○○委員、○○推進委員立ち合いのもと行われ、用水路があるため、しっかり管理するようにと指導がありました。周辺農地等への支障はないと判断されました。次に番号2。通知人 湧水町幸田 ○○○○。土地の所在、幸田字葉山本○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。所有者及び耕作者は本人です。嵩上げの理由としては、番号1と同じ理由になります。現地確認についても、番号1と同日、同じ委員で確認いただき、指導事項につきましても同じく用水路があるため、しっかり管理するようにと指導があり、周辺農地等への支障はないと判断されました。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地の嵩上げ届出書を終わります。

議 長 次に、許可不要転用届が1件提出されています。事務局の説明を求めます。
事 務 局 7ページです。許可不要転用届が1件です。届出人、鹿児島市与次郎 ○○株式会社 ○○支社 支社長 ○○○○。土地の所在、木場字佃○○ 登記および現況ともに地目は田です。○○㎡のうち○○㎡を送電線張替工事に伴うドラム場として転用するものです。該当規定 農地法第5条第1項第7号及び同施行規則第53条第11項の電気事業者が送電用電気工作物などを設置するための土地として、一時的に農地を転用する場合の転用許可不要なケースに該当。その他参考となる事項 配置図・平面図が添付されていました。現地調査担当委員の意見といたしまして、令和8年4月20日午前11時00分頃、○○委員、○○委員、○○推進委員立ち合いのもと申請地の現地調査を行いました。転用により周辺農地に影響を与える恐れがないため、特に問題がないと判断されました。以上です。

- 議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 なければ、以上で許可不要転用届について を終わります。
- 議 長 以上で、事務局報告を終わります。
- 議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第454号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 8ページです。日程第1 議案第454号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1)利用権設定。整理番号1号から整理番号14号、及び(2)共有者不明農地等に係る利用権設定。整理番号15号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が40,598㎡、畑が9,634㎡、計50,232㎡です。次に9ページをご覧ください。総括表です。こちらにも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田が39,936㎡、畑が9,634㎡です。次に使用貸借分の田が662㎡です。計で田が40,598㎡、畑が9,634㎡、合計50,232㎡です。なお、利用権設定の詳細は10ページから13ページに記載してありますので、ご確認ください。以上です。
- 議 長 それでは、順を追って審査します。はじめに、(1)利用権設定の整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。
(〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。
- 議 長 〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。
(〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

- 議 長 次に、整理番号 2 号から整理番号 3 号を審査します。整理番号 2 号から整理番号 3 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
- (〇〇委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号 2 号から整理番号 3 号について、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 2 号から整理番号 3 号については、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 2 号から整理番号 3 号については、承認することに決定しました。
- 議 長 〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。
- (〇〇委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 つぎに、整理番号 4 号から整理番号 14 号を審査します。整理番号 4 号から整理番号 14 号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 4 号から整理番号 14 号については、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号 4 号から整理番号 14 号については、承認することに決定しました。
- 議 長 次に、共有者不明農用地の公示に係る利用権設定の審査をおこないます。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、議案について説明いたします。総会資料の 14 ページをご覧くださいと思います。(2) 共有者不明農地等に係る利用権設定です。整理番号 15 号について説明いたします。本件については、申請者である〇〇〇〇氏より、農地中間管理事業による利用権設定の申し込みがありましたが、相続未登記農地であり、共有者の過半の同意が必要であることから、バンク法に基づく共有者の探索を行ったところであります。探索結果については、議案参考資料の 3 ページをご覧ください。相続関係説明図です。そ

らにありますように、登記名義人は配偶者と離婚していることから、配偶者には相続権がなく、相続人は〇〇〇〇氏を含め、子2名のみであり、持ち分は、それぞれ1/2ずつとなっております。そして、相続人の一人である〇〇〇〇氏の兄ですが、令和7年8月15日に死亡しております。このため、探索はここまでとなります。なお、聞き取りの結果、〇〇〇〇氏と兄の配偶者とは折り合いが悪く、疎遠であることから、所在は不明であるとのことであります。この結果、判明しているのは〇〇〇〇氏一人であり、共有者の同意が過半に満たないことから、議案参考資料の1ページのとおり、令和8年3月6日付で公示を行っております。この公示は、5月5日までの2か月間行い、その間、異議申し立てがなければ農地バンクに通知され、県知事の認可を経て、農地の貸借が可能となります。なお、農地バンクへの通知については、公示終了後1週間をめぐり送付する必要がありますが、その1週間の間に定例総会での意見決定を行う暇がないことから、今回、公示期間中に異議申し立てがないことを条件として意見決定を行っていただきたいと思います。仮に、異議申し立てがあった場合は、改めて農地法に基づく所有者不明農地制度での手続きに入ることとなります。なお、今回の事務手続きについては、議案参考資料4ページの「所有者不明農地の概要」に基づき、行っております。以上です。

議 長 それでは、整理番号15号を審査します。

議 長 整理番号15号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号15号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号15号については保留とし、公示期間中に異議申し立ての有無を確認後、その承認を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号15号については保留とし、公示期間中に異議申し立ての有無を確認後、その承認を会長に一任することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第455号から議案第465号までの11議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 15 ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。議案第455号。権利、所有権移転。土地の所在、田尾原字天神原〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町幸田 〇〇〇〇。受人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数3。申請事由は規模拡大 売買価格は〇〇万円です。次に議案第456号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字十三塚〇〇 登記地目は山林 現況地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 他1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、霧島市牧園町 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数〇。申請事由は規模拡大。売買価格は10アール当たり〇〇万円です。次に議案第457号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字楠原〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、霧島市牧園町 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。受人の経営面積、労力総数、申請事由、売買価格は先程と同じです。次に議案第458号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町北方 〇〇〇〇。受人、湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第459号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、千葉県大網白里市 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第460号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字池川〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外4筆 計5筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は受贈。贈与です。次に議案第461号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字大須渡〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇

〇万〇千円です。次に議案第 462 号。権利、所有権移転。土地の所在、中津川字柳沼〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、大阪府堺市 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 463 号。権利、所有権移転。土地の所在、般若寺字論水流〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 464 号。権利、所有権移転。土地の所在、般若寺字中原〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、宮崎県えびの市 〇〇〇〇。受人、湧水町般若寺 〇〇〇〇。労力総数 1。申請事由は新規就農。贈与です。次に議案第 465 号。権利、所有権移転。土地の所在、般若寺字橋口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町中津川 〇〇〇〇。受人、湧水町鶴丸 中〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 3。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。以上です。

議 長
議 長

農地法第 3 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
順を追って審議します。はじめに、議案第 455 号を審議します。議案第 455 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限に、〇〇番〇〇 が抵触しますので、退席をするため 暫時休憩します。
(〇〇退席)

事 務 局

ここで、議長を柊代理に交代します。

(柊会長代理登壇)

議 長
議 長

休憩を閉じ会議を開きます。

それでは、議案第 455 号を審議します。議案第 455 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番

7 番清水が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 455 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページから 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長

ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 455 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 455 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(梶会長代理降壇)

事務局 ここで、議長を○○委員に交代します。

(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、議案第 456 号を審議します。議案第 456 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 456 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、8 ページから 11 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 456 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 456 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 457 号を審議します。議案第 457 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 457 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、12 ページから 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており

特に問題はありません。指導事項につきまして、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 457 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 457 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に、議案第 458 号を審議します。議案第 458 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番清水が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 458 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 5 ページ、14 ページから 15 ページをご参照ください。調査
事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており
特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調
査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 458 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 458 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。

議 長 次に、議案第 459 号を審議します。議案第 459 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

7 番 7 番清水が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 459 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 5 ページ、16 ページから 17 ページをご参照ください。調査
事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており
特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調
査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 459 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 459 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 460 号を審議します。議案第 460 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 7 番 7 番清水が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 460 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、18 ページから 24 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑及び田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきましては、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 460 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 460 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 461 号を審議します。議案第 461 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 11 番 11 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 461 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、25 ページから 26 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 461 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 461 号につきましては、許可相当と認め許可

することに決定しました。

議 長 次に、議案第 462 号を審議します。議案第 462 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 462 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 27 ページから 31 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 462 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 462 号につきましても、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 463 号を審議します。議案第 463 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 463 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 27 ページ、32 ページから 33 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 463 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 463 号につきましても、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 464 号を審議します。議案第 464 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 464 号の現地調査の報

告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 27 ページ、34 ページから 35 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 464 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 464 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 465 号を審議します。議案第 465 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 465 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 27 ページ、36 ページから 37 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 465 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 465 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 466 号から議案第 467 号までの 2 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 19 ページです。日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について。議案第 466 号。土地の所在、川西字小原〇〇。地目は田、農振外で面積は

〇〇㎡です。農地区分は第2種で地域計画外です。申請人、湧水町川西 〇〇〇〇。形態・用途は農家住宅への転用です。申請事由は、自家用車や農機具を保管するための車庫及び物品を保管する倉庫を建築したためです。添付資料は位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。次に、議案第467号。土地の所在、米永字丸山〇〇。地目は畑、農振外で面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。農地区分は第2種で地域計画内です。申請人、湧水町米永 〇〇〇〇。形態・用途は山林への転用です。申請事由は、鳥獣被害も多く生産性が低いため、杉を植林して山林にしたいためです。添付資料は位置図、住宅地図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書等がありました。以上です。

議 長
議 長

農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
順を追って審議します。はじめに議案第466号を審議します。議案第466号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番

5番高橋が報告します。農地法第4条に係る議案第466号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の38ページから43ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は田、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長

ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長

ご質問ご意見等なければ、議案第466号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。議案第466号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第467号を審議します。議案第467号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

11 番

11番竹ノ内が報告します。農地法第4条に係る議案第467号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案

参考資料の 44 ページから 47 ページをご参照ください。周囲の状況は、東西南北すべて山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、住宅地図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 467 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、面積が 3,000 m²を超えることから、県農業会議 定例常設審議委員会 の諮問を経て、また、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画の除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 467 号につきましては保留とし、県農業会議 定例常設審議委員会の諮問を経て、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 468 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 20 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 468 号。権利、地上権設定。土地の所在、鶴丸字頭無し〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇m²です。農地区分は 2 種で地域計画外になります。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、京都市伏見区 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇。形態は 30 年間の賃貸借で、用途施設は太陽光発電施設です。設置面積は〇〇m²に太陽光パネル 158 枚を設置するものです。申請事由は、申請地を借り受け、太陽光発電設備を建設したく申請するものです。添付書類として位置図・事業計画書・配置図・被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。賃借料は年間で〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第 5 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 議案第 468 号を審議します。議案第 468 号につきましては、9 月に現地調査報告が行われておりますので、今回は、事務局より報告いたします。

事務局 農地法第5条に係る議案第468号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の48ページから54ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は宅地、南は道路、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 ただ今の事務局の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第468号は、事務局の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第468号につきましては、許可相当と認め、許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第5条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第469号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 21ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第469号。願出人、霧島市牧園町 ○○○○。土地の所在、木場字笹峯○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和55年頃、農地法の許可を得ずに植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第6号、第9号です。以上です。

議長 議案第469号を審議します。議案第469号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

11 番 11番竹ノ内が報告します。非農地証明願いに係る議案第469号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の55ページから58ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和55年頃、農地法の許可を得ず植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山

林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第2号、第3号、第6号、第9号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第469号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます議案第469号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、日程第6 地域計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第470号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 22 ページです。日程第6 地域計画の変更に対する意見決定について。議案第470号です。今回の地域計画の変更は、米永地区です。米永地区については、山林への転用を目的とするものが1件で2筆あり、合計面積は〇〇㎡です。次に議案参考資料の59 ページから60 ページをご覧くださいと思います。湧水町の地域計画は、区域内の農用地等の面積設定の最小単位が1ヘクタールで設定されております。表の中で、番号4の米永地区については、区域内の農用地等の面積が端数整理の関係から変更となり、全体面積が68ヘクタールから67ヘクタールへ変更となります。町全体では、端数処理の関係上、全体で2ヘクタールの減少となっております。また、現地調査につきましては、農地転用申請と同時に確認済みです。以上です。

議 長 それでは、議案第470号を審議します。ただいまの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第470号は事務局の報告は、地域計画の変更について 変更 やむを得ないということです。地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 470 号につきましては、地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。
- 議 長 以上で、地域計画の変更に対する意見決定について を終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。
- 議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第 34 回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前 10 時 39 分

議 長 _____

7 番 _____

8 番 _____